平成２３年（フ）第３６５号
群馬県前橋市川原町１丁目20番地９　ハートフルコートＡ―101号
債務者　安達　　清
1　決定年月日時　平成23年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
前橋地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３６１号
埼玉県児玉郡上里町大字七本木2637番地６　Ｋ棟
債務者　荒井　博子
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第９０９号
京都市北区上賀茂藤ノ木町27番地
債務者　伊山こと　孫　　暻東
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１０９６号
京都府八幡市男山八望１番地―Ｃ２―502
債務者　近藤　圭生
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１２８０号
京都市南区東九条南松ノ木町１―１　松ノ木町団地１棟919、住民票上の住所京都市右京区西院東中水町14番地の210
債務者　羽根田眞之助
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１３５８号
京都府宇治市木幡南山96番地の20
債務者　津々木良二
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第２３号
京都府亀岡市篠町篠新畑田３番地・４番地・９番地合地
債務者　西根　一隆
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２３年（フ）第３４号
京都府舞鶴市字市場631番地１―301号
債務者　泉　洋一朗
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２３年（フ）第６８２号
堺市堺区松屋町１丁54番地
債務者　江口建具こと　江口　政博
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第７０４号
堺市中区深井中町1186番地19
債務者　山下　栄二
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第８５２号
大阪府松原市岡４丁目４番28―202号、前住所大阪府南河内郡太子町聖和台１丁目７番地の17
債務者　目黒　幸雄
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第８７３号
堺市中区深井中町1892番地　ラ・フォーレ深井Ｄ―105号、住民票上の住所大阪府和泉市国分町698番地の１
債務者　田村　和也
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第９０１号
大阪府高石市西取石７丁目４番３―401号、前住所兵庫県宝塚市逆瀬台２丁目９番12号
債務者　琢磨　一平（旧姓瀬戸丸）
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第９１０号
大阪府松原市天美我堂３丁目273番地の４、前住所大阪府松原市天美我堂３丁目268番地
債務者　浅田　純子
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第９８５号
堺市西区家原寺町２丁12番22号
債務者　山﨑　智博
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第９８６号
堺市西区家原寺町２丁12番22号
債務者　山﨑由紀恵（旧姓大中）
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１０１４号
堺市堺区戎島町２丁30番地　ターミナルマンション朝日プラザ堺516号
債務者　土井　弘子
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係